

3. 平成 22 年度の実施内容

3.1. 実施内容

本年度は以下の項目について実施する。

(1) 実証設備による燃料油の製造

平成 21 年度に製作・設置したバイオ燃料製造実証設備（廃食油処理量 5L/h×1 基）を用いて、家庭や事業所から回収された廃食油を原料としてバイオ燃料の製造を行い、その運転手法および性能を把握すると同時に、安定運転条件を確立する。

(2) 製品品質の評価

品質面の評価として、合成した燃料油の密度、動粘度、流動点、目詰まり点、引火点、硫黄分、セタン指数、蒸留性状（90%留出温度）、残留炭素分（10%残油）、酸価、酸化安定性、ギ酸・酢酸・プロピオン酸、トリグリセリド重量等、揮発油等の品質の確保等に関する法律（2009年2月25日改正）で自動車燃料油として求められる基準について、反応条件、運転条件との関係を調査し、品質を満足できる条件を確立する。

(3) 製造したバイオ燃料の自動車燃料としての適用性評価

製造したバイオ燃料の物性評価に加え実際の自動車で燃料油としての評価を行う。鳥取環境大学スクールバスによるエンジン適合性の確認を行う。

